

大規模災害等発生時における多数死体取扱要綱の改正について

令和7年5月8日
大通達甲（捜一）第3号
刑事部長から本部各課・所・
隊長、警察学校長、各警察署
長宛て

（概要）

この通達は、大規模災害、突発重大事案又は新型インフルエンザ等が発生した場合における多数の死体の取扱いについて、死体調査等、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく検視、検証（実況見分）並びに死体及び遺品の確認及び引渡し等に関し必要な事項を定めたものである。